

苫小牧市消費者教育推進計画（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成30年1月19日 ～ 平成30年2月19日 （32日間）

意見提出人数 1人

提出意見件数（項目） 1件 （2項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p>苫小牧市において消費者教育推進計画が策定されることは大いに評価できる。その内容は概ねよいと考えるが下記の2点についてさらに強化策を考えていただきたい。</p> <p>P29の共通の取り組みについて広報とまこまいや市ホームページでのPRやリーフレットやパンフレットを作成し配布するとあるが、年に1度くらいはリーフレットかパンフレットの全戸配布はできないのか。</p>	<p>リーフレットやパンフレットではありませんが、全戸配布されている広報誌に年に1度くらいの頻度で1～2 ページ程度の記事を掲載できるように調整を進めていきます。</p> <p>また、平成30年3月号より、注意喚起などのお知らせ記事を毎月掲載する予定でいます。</p>	C
2	1	<p>(<b>原文</b>・整理要約 有・<b>無</b>)</p> <p>P33の消費者被害防止ネットワークの構成団体への参加を拡充することは大変必要であると思われるが、高齢者などの見守り活動などすでに多くのネットワークもあると思われるので、活動が重複しないように横断的連携も考えていくべきである。</p>	<p>消費者被害防止ネットワークの活動につきましては、ご意見頂きましたとおり、既存のネットワークと重複しないように関係機関と協議・調整をして進めていきます。</p>	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。